

## 別表五（一）の記載の仕方

- 1 この明細書のⅠは、法人が確定申告又は仮決算による中間申告をする場合に記載します。
- 2 「区分」の欄中「 積立金」の欄及びその下の空欄には、各事業年度の所得の金額のうち留保した利益準備金以外の利益積立金額（法第2条第18号（定義）に規定する利益積立金額をいいます。）に係る名称を記載します。
- 3 「繰越損益金（損は赤）25」の「増③」の欄は、当該事業年度以前の各事業年度（法第64条の4第1項（公共法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算）の規定の適用を受けた事業年度前の各事業年度を除きます。）において次に掲げる事由が生じた場合には、それぞれ次に定める金額を同欄の上段に内書として記載します。この場合には、「差引合計額31」の欄の記載に当たっては、その内書として記載した金額を「繰越損益金（損は赤）25」から減算して計算します。
  - (1) 公益法人等又は人格のない社団等のその収益事業以外の事業に属していた資産及び負債がその収益事業に属する資産及び負債となったこと 当該資産の価額としてその収益事業に関する帳簿に記載された金額から当該負債の価額としてその収益事業に関する帳簿に記載された金額を減算した金額（その収益事業に属する資本金等の額（法第2条第16号に規定する資本金等の額をいいます。（4）において同じです。）となった金額がある場合には、当該金額を減算した金額）
  - (2) 公共法人が収益事業を行う公共法人等に該当することとなったこと その該当することとなった時（(2)において「移行時」といいます。）において有する資産（その収益事業に属する資産に限ります。）の価額として当該移行時においてその帳簿に記載されていた金額から当該移行時において有する負債（その収益事業に属する負債に限ります。）の価額として当該移行時においてその帳簿に記載されていた金額を減算した金額
  - (3) 公共法人又は公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなったこと（法第64条の4第1項の規定の適用があったものを除きます。）その該当することとなった時（(3)において「移行時」といいます。）において有する資産（公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなった場合にあっては、その収益事業以外の事業に属していた資産に限ります。）の価額として当該移行時においてその帳簿に記載されていた金額から当該移行時において有する負債（公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなった場合にあっては、その収益事業以外の事業に属していた負債に限ります。）の価額として当該移行時においてその帳簿に記載されていた金額を減算した金額
  - (4) 当該法人を合併法人とし、公益法人等を被合併法人とする適格合併（当該法人が当該適格合併の時において資本又は出資を有する法人であった場合には、当該適格合併に係る被合併法人の全てが資本若しくは出資を有しない法人であったもの又は当該適格合併に係る被合併法人が資本若しくは出資を有する公益法人等であったものに限ります。）により資産及び負債（当該法人が当該適格合併の時において公益法人等であった場合には、その収益事業に属する資産及び負債となったものに限ります。）の引継ぎを受けたこと（法第64条の4第2項の規定の適用があったものを除きます。）当該資産の令第123条の3第3項（適格合併及び適格分割型分割における合併法人等の資産及び負債の引継価額等）に規定する帳簿価額から当該負債の同項に規定する帳簿価額並びに当該適格合併に係る令第8条第1項第5号ハ（資本金等の額）に定める金額（当該法人が当該適格合併の時において公益法人等であった場合には、その収益事業に属する資本金等の額となった金額に限ります。）及び令第9条第2号（利益積立金額）に掲げる金額の合計額を減算した金額
  - (5) 法第64条の4第1項若しくは第2項の規定の適用があったこと（令第131条の5第1項第3号又は

第4号（累積所得金額から控除する金額等の計算）に掲げる場合に該当するものに限り、又は当該法人を合併法人とする合併につき令第131条の5第8項の規定の適用があったこと、当該事業年度終了の日における同条第7項に規定する調整公益目的財産残額に相当する金額

(6) 法第64条の4第1項の規定の適用があったこと（令第131条の5第1項第5号に掲げる場合に該

当するものに限り、又は当該法人を合併法人とする合併につき令第131条の5第13項の規定の適用があったこと、当該事業年度終了の日における同条第10項に規定する救急医療等確保事業用資産取得未済残額に相当する金額

4 この明細書のⅡは、法人が確定申告又は仮決算による中間申告をする場合に記載します。